

平成30年度 後期 越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費等補助金 よくある質問

▼補助金制度全般について

Q01 平成30年度の補助金額はいくらですか？

A01 平成30年度の年間補助金額は 1,000 万円です。平成30年度はこの予算を2期に分割し、前期受付期間で 600 万円、後期受付期間で 400 万円の予算枠を設けました。前期受付期間では、申請額が予算に達しなかったため、余った予算を後期受付分に充当します。
後期受付期間の予算額は、約 410 万円です。

なお、後期受付期間を終了しても、予算の範囲を超えなかった場合は、随時受付を行います。

Q02 補助単価はいくらですか？また、補助の上限はいくらですか？

A02 (太陽光発電設備)

1kW あたり 2 万円です。

一戸建住宅の補助上限は、4kW (8 万円) です。なお、越谷市内に本店登記を有する法人または市内に住所を有する個人事業主と工事契約及び支払いを行う場合の補助上限は、5kW (10 万円) です。

また、マンションの補助上限は、10kW (20 万円) です。

(蓄電池)

1 件につき 5 万円です。

▼補助対象者・補助対象設備について

Q03 申請者と住宅の所有者が異なる場合も申請できますか？

A03 越谷市の制度では、申請者＝対象設備設置者(契約者)＝受電契約者であることが条件となっていますので所有者でない場合にも申請を行うことができます。**申請者以外に当該住宅の所有者が存在する場合(共有者等)は、申請者以外の所有者全員の同意書が必要になります。**

Q04 賃貸の共同住宅(アパート)の大家なのですが、所有する共同住宅に設置する場合、補助の対象となりますか？

A04 共同住宅は補助の対象とはなりません。大家が共同住宅内に居住し、住宅用の部分にのみ電気を引き込む場合など、補助要件に適合する場合がありますので、環境政策課までお問い合わせください。

Q05 すでに設置(着工)した設備は対象になりますか？

A05 交付決定後に着工していただくことが条件になるので、申込前に設置(着工)済みの設備については補助の対象となりません。新築においては基礎工事等を始めていても申請可能ですが、交付決定の後に設備を着工してください。但し、既に太陽光発電設備を設置しており、今年度新しく蓄電池を設置する予定の方で、蓄電池のみ申請をする場合は対象となります。

Q06 住宅と店舗が一緒になっている場合も対象となりますか？

A06 住居も兼ねている店舗等に設置する場合について対象となります。

Q07 申請者の住居がある敷地内の建物(納屋やガレージ)の屋根や、庭の地面に置くタイプの発電設備も対象となりますか？

A07 発電された電力が、住宅用として使用される場合は対象となります。

Q08 (太陽光発電設備) 対象となるモジュールはどのようなものですか？

A08 「財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けたもの」が該当します。⇒[こちら](#)

Q09 (リチウムイオン蓄電池) 対象となる設備はどのようなものですか？

A09 リチウムイオン蓄電池のみ対象となります。太陽光発電設備で発電した電力等を蓄え自宅で使用すること、また未使用の既製品であることが条件です。

▼交付申請方法や提出書類について

Q10 (太陽光発電設備) 本店は市外にあり、越谷市内に支店のある業者と契約、領収書の発行を受ける場合、補助の上限を5kW(10万円)とすることはできますか？

Q10 市内事業者の育成及び地域経済の活性化のため、**市内に本店登記を有する法人または市内に住所を有する個人事業主と工事請負契約を締結した場合のみ対象となります**ので、越谷市内に支店のみを持つ場合、対象外となります。

Q11 法人登記事項証明書はどこで取れますか。どの部分が必要となりますか？

Q11 越谷市内では「さいたま地方法務局 越谷支局」で取得することが可能です。履歴事項全部証明書等の本店所在地が掲載されている部分の写しが必要となります。

Q12 申請書の提出は、代行者(業者)でも可能ですか？

Q12 代行者が申請書類を持参する場合も受付いたしますが、申請者が代行者に書類提出を委任することを記した書面(**委任状**)が必要となります。

Q13 申請者本人ではなく同居の家族が申請書を持参する予定ですが、委任状が必要ですか？

A13 必要ありません。**申請者と同一の住所の方が申請に来られた場合、委任状は必要ありません。**

Q14 委任状や同意書の形式は決まっているのですか？

A14 特に定めておりません。市ホームページに様式の記載例を掲載していますので、参考にしてください。

Q15 申請書等の印鑑は実印ですか？

A15 全ての書類(交付申請書・変更申請書・完了報告書・請求書・財産処分申請書)の印鑑について、実印である必要はありません。

Q16 申請書等に記入した内容の訂正は修正液で行っても良いですか？

A16 修正液等での訂正はしないでください。**訂正箇所には二重線を引き、申請書等に使用した申請者の印鑑と同じ印鑑で訂正印を押してください。**

Q17 契約書の写しは、本人控えと請負業者控えのどちらを提出するのですか？

A17 申請者ご本人(控え)の契約書をご提出ください。

Q18 申請時に添付する写真とはどのようなものですか？

A18 「家全体の写真」と、「設備設置場所の写真」が必要です。

Q19 添付する見積り又は契約書の内訳書に対象設備以外のもの(エコキュート等)も含まれているのですが、対象設備のみの内訳書が必要ですか？

A19 対象設備以外のものが含まれても問題ありませんが、対象設備設置に係る費用が明確にわかるものを添付してください。

※内訳書は、対象設備の型式や設置数がわかるものをご提出ください。

Q20 申請書類は郵送で提出しても良いですか？

A20 申請は郵送では受け付けておりません。必ず環境政策課窓口までお越しいただき、審査を受けてください。

Q21 交付申請後、どのくらいの期間で交付決定されますか？

A21 受付期間で予算内の申請の場合は、申請期間終了後10日後程度です。予算の範囲を超えた場合、公開抽選が行われますので、抽選後1週間程度で交付決定通知書等を郵送いたします。申請の段階では**抽選の1週間程度後を工事予定日としてください。**

▼抽選について

Q22 公開抽選は、どのような場合に行われるのですか？

A22 受付期間で予算を申請件数が超えた場合には、要件を満たしている申請の中から公開抽選を行います。日時や場所等は、市ホームページで公開いたします。また、公開抽選終了後は市ホームページに結果を公開するとともに、対象申請者全員に抽選結果をお知らせいたします。

Q23 抽選後に補欠を設けますか？

A23 申請状況により、若干数の補欠を設けます。補欠者の方には、申請取り下げ等の辞退が発生し、繰り上げ当選となった場合に補欠順にご連絡いたします。

▼工事着工について

Q24 申請が受理されれば工事着工して良いのですか？

A24 着工は市から郵送される交付決定通知書が届いた後開始してください。**交付決定前に着工している場合、補助の対象外となります。**

▼完了報告について

Q25 工事完了の期限はありますか？

A25 工事完了の期限は申請年度の3月15日まで（平成30年度は平成31年3月15日まで）となります。なお、太陽光発電設備の場合、**3月15日までに設備設置のみでなく、電力会社との電力受給も開始していただく必要があります。**

Q26 完了報告書の「電力会社との電力受給開始日」は、どこで確認できますか？

A26 「発電設備連系完了のお知らせ」もしくは「購入電力量のお知らせ」をご確認ください。
※東京電力から送付される電子メールでもご確認ください。

Q27 完了報告の時期について期限などはありますか？

A27 要綱上特に期限は定めておりませんが、なるべくお早めの提出をお願いいたします。

Q28 完了報告時に添付する写真とはどのようなものですか？

A28 （太陽光発電設備）「モジュールが設置された住宅全体及び屋根の写真」、「電力メーター（買電用及び売電用）」の写真です。可能な限り、パワーコンディショナ等の写真もご提出ください。

（リチウムイオン蓄電池）住宅全体及び設置場所の写真を添付してください。

Q29 添付する領収書の金額に対象設備以外のもの（エコキュート等）が含まれていても良いですか？

A29 領収書に対象設備以外のものが含まれている場合は、その内の対象設備設置に係る費用がわかるように但し書きを加えてください。

※領収書につきましては、内訳書も完了報告時に併せて添付してください。

▼変更（・中止）申請について

Q30 申請後に契約内容が変更になった場合、どのような手続きが必要ですか？

A30 ①交付決定前：申請書類や見積書等を変更後のものと差し替えをいたします。
②交付決定後：「変更承認等申請書」が必要になります。変更される内容のカタログや見積書等を添付し環境政策課までご提出ください。※ただし、交付額が増額となる変更の場合、交付決定額は変更されません。

Q31 見積りや契約内容に変更があった場合、変更申請が必要ですか？

A31 次のいずれかに当てはまる場合は、変更承認等申請書を提出ください。工事内容に変更がある場合には、工事完了報告書の提出よりも早く変更承認等申請書を提出するようにしてください。
・対象設備型式や最大出力値の変更
・請負業者の変更

Q32 交付申請をしたのですが、工事中止等で申請をキャンセルしたい場合、どのような手続きが必要ですか？

A32 ①交付決定前：申請キャンセルの旨を環境政策課までご連絡ください。その後、申請書等をお返しいたします。
②交付決定後：変更承認等申請書の提出（計画の中止）が必要となります。変更承認等申請書を受理後、変更承認（・不承認）通知書をお送りします。
※キャンセルすることが決定した場合、なるべく早くご連絡ください。

▼請求書の提出について

Q33 請求書はいつまでに提出すればよいですか？

A33 交付額確定通知書が到着した後、なるべく早く（申請年度内）ご提出ください。
※請求書につきましては、郵送での提出も可能です。

Q34 請求書を提出したのですが、補助金はいつ頃振り込まれますか？

A34 請求書が到着してから1ヵ月後を目安に指定の口座に振り込みをさせていただきます。
※振り込み完了についてご連絡はいたしませんので、必ず振り込みがされているかご確認をお願いします。